

静岡県告示第470号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示第479号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校等専攻科 <u>「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」の一部改正について（令和4年4月1日付け3文科初第2543号）</u>に規定する高等学校等専攻科（ただし、特別支援学校の専攻科を除く。）をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3 対象者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」<u>（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）</u>による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあつては、当該高校生等について見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。</p> <p>(4) ア・イ (略)</p> <p>ウ 保護者等全員の支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に<u>扶養される</u>兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校等専攻科 <u>「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」の決定について（令和6年4月1日付け5文科初第2372号）</u>に規定する高等学校等専攻科（ただし、特別支援学校の専攻科を除く。）をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3 対象者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」<u>（令和5年5月10日こ支家第47号）</u>による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあつては、当該高校生等について見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。</p> <p>(4) ア・イ (略)</p> <p>ウ 保護者等全員の支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に<u>扶養されている</u>兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満</p>

養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）

第4 給付金の年額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等			
	私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科	
(略)				
生活保護（生業扶助）世帯でない非課税世帯	第3(4)イに規定する世帯	137,600円	52,100円	52,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	152,000円		

第5 給付金の申請

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について

の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）

第4 給付金の年額

(1) 高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等			
	私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科	
(略)				
生活保護（生業扶助）世帯でない非課税世帯	第3(4)イに規定する世帯	142,600円	52,100円	52,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	152,000円		

(2) 着用が義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り前号の金額に次の表に定める金額を加算することができる。なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等が「制服の再購入に係る誓約書兼証明書」（別紙様式1）により確認する。

区分	金額
制服の再購入に係る加算	81,000円

第5 給付金の申請

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学している高校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯について

は、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康險証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。なお、通信制の高等学校等に通う高校生等の世帯は除く。

エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）

オ （略）

カ その他知事が必要と認める書類

(2) （略）

ア・イ （略）

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康險証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。

エ～カ （略）

キ その他知事が必要と認める書類

は、当該世帯に扶養されている高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている子がいることを証明する書類（扶養誓約書（様式第8号））。なお、通信制及び高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

オ （略）

カ 第4(2)に規定する制服の再購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書（別紙様式1）及び罹災証明書等

キ その他知事が必要と認める書類

(2) （略）

ア・イ （略）

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、当該世帯に扶養されている高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている子がいることを証明する書類（扶養誓約書（様式第8号））。

エ～カ （略）

キ 第4(2)に規定する制服の再購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書（別紙様式1）及び罹災証明書等

ク その他知事が必要と認める書類

様式第 1 号及び様式第 1 号-2 を次のように改める。

様式第1号

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

裏面あり

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな		申請日	年 月 日
申請者(保護者等)氏名			
高校生等との関係(いずれかに○を記入)	親権者・主たる生計維持者・未成年後見人・未成年後見人である里親 生徒本人・その他()		
申請者現住所等	〒 -		
	(自宅電話)		(携帯電話)
	(e-mail)		
基準日(7月1日)現在の申請者住所(上記と異なる場合)	〒 -		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【確認事項】下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- ・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ・この申請書の提出にあたり、静岡県が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることを同意します。

※記入もれ注意 → 申請者(※自署)

【対象となる高校生等の生活保護(生業扶助)の受給状況【基準日(7月1日)現在】】

※どちらか一方の該当する項目について、チェック(☑)をつけてください。

<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給していません。⇒【対象となる高校生等について】⇒【裏面】の順に記入
<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書を提出します。 ⇒【対象となる高校生等について】を記入 ⇒【裏面】の記入は不要です。その他必要書類の記入をお願いします。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年 月 日	
氏名					
学校設置者名(学校法人名等)		入学年月		年 月	
学校名		学 年		年	
学校所在地	〒 -				
学校の種類 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程)	課 程 ・ 学 科	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 昼間学科
	<input type="checkbox"/> 中等教育学校	<input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程)		<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 夜間等学科
	<input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年)	<input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校)	<input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 通信制学科	
	<input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科	<input type="checkbox"/> 各種学校(その他)	<input type="checkbox"/> 後期課程	<input type="checkbox"/> 専攻科	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 □ □ □ □ □	
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 □ □ □ □ □	

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】 高校生等が「生業扶助を受給していない」場合に以下、記入してください。

(1)又は(2)から、いずれか該当する項目にチェック(☑)
 →(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分 [又は、生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者) ※ 2名分] <small>※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</small>
		親権者 1名分 <small>・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。 ※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。</small>
②	<input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> どちらか一方に☑ </div> → <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 <small>… 戸籍謄本等「ひとり親」であることの証明書類の提出が必要です。</small> <input type="checkbox"/> それ以外 (DV、養育放棄、失踪等のやむを得ない家庭の事情により1名分の提出不能) <small>… 上記の内容がわかる申立書の提出が必要です。 ※ 就学支援金の認定状況や家庭状況の確認のため、在学する学校に連絡する場合があります。</small>
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分…未成年後見人であることを確認できる書類の提出が必要です。 <small>・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 [①～③以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合] <small>…扶養関係が分かる書類(扶養誓約書)の提出が必要です。</small>
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 <small>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等 …主たる生計維持者等がないことがわかる書類(扶養誓約書)の提出が必要です。</small>

→(2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。 ※(1)を記入した場合は、記入不要
 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

該当者(多子世帯)のみ記入 【扶養親族の状況について】

・対象生徒(※)が通信制高校(又は、高等学校専攻科)に在学 → **以下の記入は不要です。**
 ・対象生徒以外に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合
 ・複数の扶養されている高校生等があり、対象生徒が第2子以降の場合 等
 第2子単価(152,000円)を適用することができます。 → **【扶養誓約書】の提出が必要です。**

扶養されている子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日 [15歳以上23歳未満(中学生除く)]	年齢	職業又は学校名(高校/大学等) 無職の場合は「無職」と記入	課程	今年度の給付金の申請の有無
該当者が複数いる場合は、いずれか1名	兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日		(学年等:)	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

扶養・被扶養の関係は、健康保険法等における関係と同じ
 ※「対象生徒」とは、本申請の対象となる高校生等であり、「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準に該当する続柄に○を付してください。

(静岡校記入校欄)	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない <input type="checkbox"/> 月 日復学(基準日現在休学)
	支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者
	在学等証明	対象生徒は基準日(7月1日)現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学 校 名 学校長氏名

※県記入欄	学 校	全日制等・通信制・専攻科	支給	区分	生業扶助	全①	全②	通信・専攻科
	生業扶助	未受給・受給	可・否	支給額	52,600円	142,600円	152,000円	52,100円
兄弟姉妹等	無・有							

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校等専攻科」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。

ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

〔主たる生計維持者の課税証明書等の提出が必要となるケース〕

（例）両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合 等

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

・生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（ア）～（エ）に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（ア）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（イ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（ウ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（エ）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ (1)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ (1)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

在学等証明書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※基準日:支給を受けようとする年度の7月1日

氏名	(ふりがな)
生年月日	平成 年 月 日生
在学年	第 学年
学校の種類 課程・学科	
支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者

※専攻科支援対象者については、個人対象要件を確認の上、証明書を発行してください。

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ～ 年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

学校名
校長
氏名

㊟

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

口座振込依頼書
(兼委任状)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

[申請者(保護者等)]

住 所	
氏 名	(※自署)

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名(該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預貯金種別(該当するものを○で囲む)	普通 ・ 当座	
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

[口座名義人が申請者と異なる場合、以下の欄について記入してください。]

口座名義人住所	
口座名義人	(※名義人署名(自署))

通帳コピー 貼付け欄 (のり等で貼付けてください。)

* 金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページのコピーを添付してください。

* 預金通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの上記の内容がわかる画面の写しでも差し支えありません。

* 金融機関によっては、表紙に必要事項の記載がないものがあるため注意してください。

(例) 静岡銀行の場合は、表紙及び見開き1ページ目をコピー

(例) ゆうちょ銀行の場合は、見開き1ページ目をコピー

(例)

記号〇〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇〇〇〇

おなまえ 〇〇 〇〇 様

株式会社ゆうちょ銀行

店名 ---
店番 ---
預金種目普通預金 口座番号-----

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・P T A会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)		申請者氏名	(※自署)
------------------	--	-------	-------

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振 込 先 金 融 機 関 名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預 貯 金 種 別	普通 ・ 当座	
預 貯 金 口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

扶養誓約書

私が、主として下記の者を扶養している(健康保険法等における扶養被扶養の関係と同等である)ことに相違がないことを誓約します。

扶養者 住 所		高校生等との関係	
氏 名	(※自署)	申請者(保護者等) との関係	
生年月日	年 月 日(歳)		

対象の高校生等		扶養者 との続柄	被扶養者氏名①		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名②		扶養者 との続柄	被扶養者氏名③		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名④		扶養者 との続柄	被扶養者氏名⑤		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	

県 記 入 欄	高校生等との関係	取扱い区分
	親権者(両親) ・ 親権者(ひとり親) ・ 生徒本人 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ その他 ()	第2子以降 主たる生計維持者 生徒本人
早見表	令和6年度：平成13年7月3日 ～ 平成21年7月2日	

様式第8号の次に次の別紙様式1を加える。

別紙様式1

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

制服の再購入に係る誓約書兼証明書

申請者氏名	
-------	--

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、 年 月 日に発生した（災害名を記載）により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	
対象生徒との関係	

※罹災証明書等を添付すること。

【学校記入欄】
当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度の制服購入が必要であることを証明します。
年 月 日
学 校 名
学校長氏名
担当者名 _____
電話番号 _____
印

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。